



今月の特集は、市立札幌大通高等学校の生徒が企画・取材・編集を行った特別号

ミニ大通 REPORT



今月は、中央区の魅力若者の目線で分かりやすく伝える特集を目指し、大通高校の生徒が記者となって地域の皆さまに取材を行い、記事を作成しました。テーマは、大通高校の身近な歩行者専用道「ミニ大通」です。

ドーリせい
私たち「DORI生」が
ミニ大通の謎や魅力をお伝えます！



DORI生から

この記事を見れば
きっとミニ大通への驚き
が待っています！
ぜひ驚きをワクワクに
変えて、ミニ大通を
探索してみてください！
（北沢たんぼぼ）

大通高校生らしいページ
になったと思います！
ぜひ見てください！
（佐藤広琉）

取材にご協力いただいた皆さま、ありがとうございました！
池田 顕さん（桑園地区連合町内会広報部長）
久保 ヒデキさん（広告フォトグラファー）
田中 勲さん（ミニ大通を未来へつなぐ協議会代表）
寺坂 崇さん（桑園交流ネットワーク事務局）
平山 淳也さん（有限会社エービーアイ代表取締役）
美馬 一志さん（桑園第7町内会会長） <掲載は50音順>

記事を担当できるとは
思わなかったです。
見てくれたら
うれしいです！
（佐藤ゆうな）

ミニ大通には魅力が
たくさんあります。
ぜひ皆さんも足を
運んでみてください！
（新沼美のり）

ミニ大通の情報集め
によって、自らも多くの
発見がありました。
ぜひ訪れてみてください！
（吉田 糸）

※連載「まちのモトから巡る中央区」No.07は次号掲載予定です。

中央区役所・中央保健センターは仮庁舎に移転して業務を行っています。

中央区役所 仮庁舎 〒060-8612 札幌市中央区大通西2丁目（札幌市役所の隣です） ☎231-2400（代表）
開庁時間：8時45分～17時15分（土・日曜、祝・休日、年末年始を除く） ※区役所へお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

まちづくりセンター

- 本府・中央 北1西2 ☎251-6353
- 東北・東 大通東6 ☎241-1696
- 苗穂★ 北1東8 ☎261-3669
- 豊水 南8西2 ☎521-0204
- 西創成 南5西7 ☎521-2384
- 曙 南11西10 ☎511-0116
- 山鼻 南23西10 ☎511-6371

★3月18日(月)から北1東10に移転

- 幌西 南11西14 ☎561-3256
- 大通・西 南2西15 ☎280-7033
- 南円山 南9西21 ☎561-2472
- 円山 北1西23 ☎611-3367
- 桑園 北7西15 ☎621-3405
- 宮の森 宮の森2-11 ☎644-8760

中央保健センター

大通西2 ☎205-3351

中央区土木センター

北12西23 ☎614-5800

その他の機関・施設

- 中央清掃事務所 南区南30西8 ☎581-1153
- 中央消防署 南4西10 ☎215-2120
- 中央区民センター 南2西10 ☎271-1100
- 旭山公園通地区センター 南9西18 ☎520-1700

※市外局番はすべて011です。

中央区の人口と世帯数 | 人口 / 253,831人 (-14) 世帯数 / 148,314世帯 (-11)

※2月1日現在。()は前月比。国勢調査ベース

ミニ大通 REPPORT

発行所：札幌市中央区
企画・編集：市立札幌大通高校

私たち、大通高校の生徒（DORI生）がご近所でもある「ミニ大通」の謎や魅力に迫ります。調べれば調べるほど奥が深い「ミニ大通」について、高校生ならではの視点でお伝えします。

DORI生水路の謎を解く

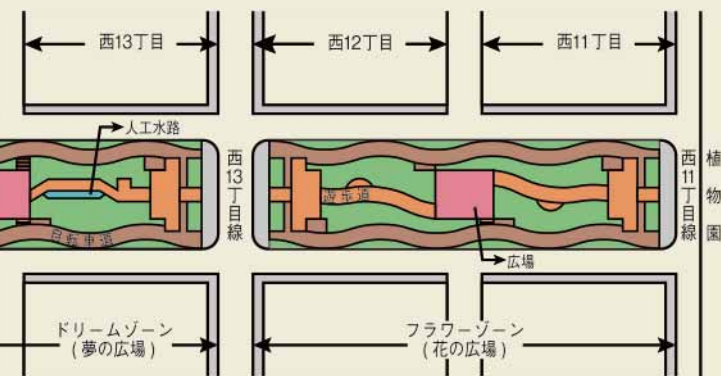
謎1 なぜ水路に水が流れていないのか？

ミニ大通のドリームゾーン（夢の広場）に、水の流れていない水路があることをご存じですか？

この水路には札幌軟石が敷き詰められており、当初はドライバーとして枯山水の渋い雰囲気を出すというデザイン上のものでした。しかし、当時の市長の「やはり水を流した方が良い」という意見を反映し設計を見直した結果、今の姿になりました。完成後の数年は水が流されていたようですが、流す水の管理が難しくなり、現在は大雨が降った時以外、水は流れません。



▲現在の水路の様子。
水は流れていません。

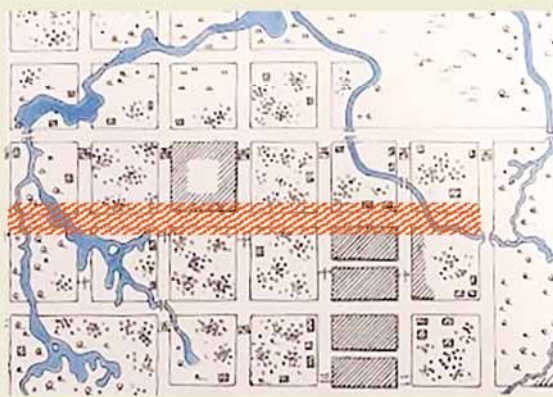


ミニ大通とは.....

昭和49年(1974年)に造られた「北4条通歩行者専用道」のこと。北4条通の西11丁目から西17丁目まで約1kmの区間に、遊歩道や自転車道、大小の広場が整備されています。

謎2 なぜここに水路が？

ミニ大通の自然が感じられる一要素となっているこの水路。古地図を見ると、ミニ大通の水路付近に水流経路（琴似川の支流）が通っていたことが分かります。ミニ大通の水路に関する詳細な資料は残っていませんが、この「水流経路」がミニ大通をデザインするヒントになったのかもしれない。（吉田糸）



▲「札幌市街之図」（明治40年(1907年)、自治堂）の一部。
川を示す水色と現在のミニ大通の位置を示す赤い斜線を追加。

▼取材したDORI生



よしだいと 吉田糸さん



さとう 佐藤ゆうなさん



きたざわ 北沢たんぽぽさん



にいぬま のり 新沼実周さん



さとうひろあき 佐藤広琉さん

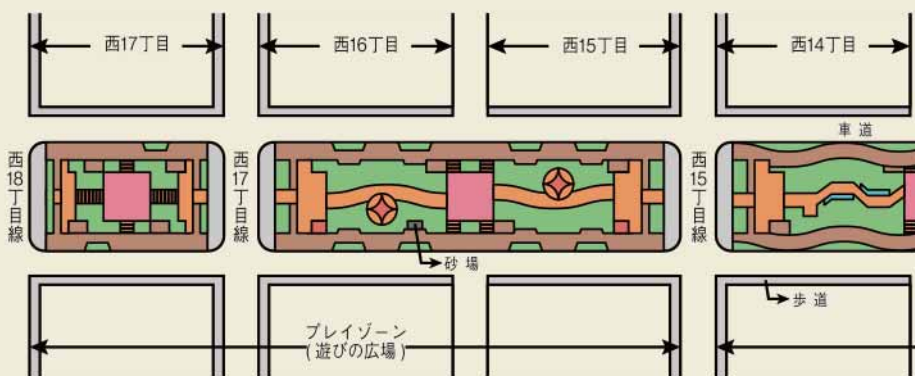
COLUMN 01

うねりと高低差が生み出す「自然」

ミニ大通では、ここが街の真ん中にあることを忘れさせるほどの自然や森を探検するような楽しさを感じることができます。ミニ大通を何度も歩いて気付いたのは、道がうねっていて、高低差があるということ。このさりげない工夫が、ミニ大通の「自然感」やコンクリートジャングルにある「小さな森」を演出しているのです。（吉田糸）

グルメスポットを発見

ミニ大通周辺は、レトロな内装で落ち着いた雰囲気のカフェ（西11丁目）やトロトロの半熟卵が広がるオムライスがおすすめの洋食店（西14丁目）など、おいしい飲食店が集結しています。散策してみるとお気に入りのお店が見つかるかも!?(新沼実周)



「ミニ大通を未来へつなぐ協議会」を知っていますか?

ミニ大通周辺地区をより魅力的な地域にしていくために、桑園第6、第7、第8町内会の役員、そして周辺地域の企業の方によって立ち上げられたのが「ミニ大通を未来へつなぐ協議会」です。今のミニ大通をどのようなようにしたらより良くできるか、未来につないでいけるかを協議会が中心になって検討・推進しています。

札幌の景観色「蝦夷栗鼠」



その取り組みの一環として、令和5年（2023年）11月11日（土）には「ミニ大通のベンチを塗ろう!」というイベントを実施。このイベントでは、札幌市と協力して老朽化が進むミニ大通のベンチの色塗りを行いました。色塗りに使われた色は、札幌の景観色70色の中から選ばれた「蝦夷栗鼠」という色です。（佐藤広琉）

ミニ大通の未来を考える

ミニ大通は自然が豊かで、地域のつながりのある空間です。

昭和49年（1974年）に設置されてから平成にかけて、周辺には少しずつ店や住宅が増え、人口が増加しました。地域住民同士の交流を増やすため、平成22年（2010年）に桑園交流ネットワークが活動を始め、ミニ大通お散歩まつりが実施されました。

桑園地区連合町内会発行の地域広報紙「マイタウン桑園」の編集をしている池田さんと桑園まちづくりセンターの高田所長は、これからも緑豊かで古き良きミニ大通を大切に、桑園のシンボルとしてにぎわってほしいと話していました。

私たちにできること

ミニ大通の管理には、お金もかかりません。私たちは、なるべくお金をかけずに、地域住民や高校生が落ち葉拾いや雑草の草むしりなど、様々な清掃活動を行うことが地域のつながりをつくり、ミニ大通が長持ちすることにつながっていくと考えました。

地域住民に大切にされているミニ大通。皆さんも実際にミニ大通に足を運んで、自然を感じながら「ミニ大通の未来」を考えてみませんか?（佐藤ゆうな）



▲お話を聞いた池田さん(左)と高田所長(右)



▲ 私たちもイベントに参加しました。写真は北沢記者がベンチを塗装している様子。

ミニ大通で見られる野生動物たち



エノリス



ヤマガラ



ゴジュウカラ



引っ越しガイド

来庁せずに郵送などでできる手続きもあります。
詳しくは中央6ページ、市HPにてご確認ください。

詳細：中央区役所(代表) ☎231-2400

市HP



中央区役所 = 中央区役所での手続き

新住所地 = 新住所地の役所などでの手続き

不要 = 手続き不要

窓口		項目	中央区 → 市外	市内・中央区内
戸籍住民課 1階 西棟 2~8番 ☎205-3238	住所の変更 (住民票の異動)		<p>中央区役所 転出先の住所を確認の上、転出届を提出 (転出前または転出後14日以内)</p> <p>新住所地 発行された転出証明書を持参して転入手続き</p> <p>※転入・転居届出の際は、マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちください(お持ちの方のみ)</p>	<p>新住所地 転入後14日以内に転入・転居届を提出</p> <p>※新住所は、住居表示番号(○番○号)、地番(○番地○)、マンション名、部屋番号まで必要</p>
	印鑑登録		<p>不要 転出届により自動的に廃止</p> <p>※印鑑登録証は返還または自分で破棄</p>	<p>不要 転入・転居届により自動的に住所変更</p>
	転校 (小・中学校)		<p>新住所地 現在の学校から交付される在学証明書・教科書給与証明書を転出先の市区町村へ提出</p> <p>※詳細は、教育委員会学びの支援担当課(☎211-3821)までお問い合わせください</p>	<p>新住所地 現在の学校から交付される在学証明書などと転入・転居届提出時に発行される入校票(転入学通知書)を転校先へ提出</p>
保険年金課 2階 西棟 2番 ☎205-3342	国民健康保険		<p>中央区役所 脱退および被保険者証の返還</p> <p>必要書類 国民健康保険証、納付通知書</p>	<p>新住所地 住所変更手続き</p> <p>必要書類 国民健康保険証、納付通知書</p>
	介護保険		<p>中央区役所 被保険者証の返還</p> <p>※要支援・要介護に認定されている方は、受給資格証明書の交付を受けてください</p> <p>必要書類 介護保険被保険者証</p>	<p>新住所地 転入後14日以内に住所変更手続き</p> <p>必要書類 介護保険被保険者証</p>
	後期高齢者医療制度		<p>中央区役所 被保険者証の返還</p> <p>※道外へ転出される方は、負担区分等証明書の交付を受けてください</p> <p>必要書類 後期高齢者医療被保険者証</p>	<p>不要 転入・転居届により自動的に住所変更</p> <p>※被保険者証は後日自宅宛てに郵送</p>
2階 西棟 5番 ☎205-3344	国民年金	加入者	<p>新住所地 転出先の市区町村へ確認</p> <p>※第3号被保険者(厚生年金・共済年金の加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者)は配偶者の勤務先で住所変更手続き</p>	<p>不要 転入・転居届により自動的に住所変更</p>
		受給者	<p>新住所地 新住所地を管轄する年金事務所か、市区町村にお問い合わせください</p>	
保健福祉課 2階 東棟 9番 ☎205-3302	児童手当		<p>中央区役所 受給事由消滅届の提出</p> <p>新住所地 転出予定日の翌日から15日以内に新たに申請</p>	<p>不要 転入・転居届により自動的に住所変更</p>
	児童扶養手当 特別児童扶養手当		<p>新住所地 住所変更手続き</p>	<p>新住所地 住所変更手続き</p> <p>必要書類 手当証書など</p>
	各種医療費の助成 (子ども・重度心身障がい・ひとり親)		<p>中央区役所 受給者証の返還</p> <p>必要書類 受給者証</p> <p>※転出先で新たに申請する際、所得課税証明書などが必要な場合があります</p>	<p>新住所地 住所変更手続き</p> <p>必要書類 受給者証</p>
	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		<p>中央区役所 交通費助成を受けている方は、2階東棟7番で福祉乗車証などを返還</p> <p>新住所地 住所変更手続き</p>	<p>新住所地 住所変更手続き</p> <p>必要書類 各種手帳</p>
	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当		<p>新住所地 住所変更手続き</p>	<p>新住所地 住所変更手続き</p>
2階 東棟 7番 ☎205-3303	敬老優待乗車証 (70歳以上の方)		<p>中央区役所 乗車証の返還</p> <p>必要書類 お持ちの乗車証、口座番号が分かるもの</p>	<p>不要 そのまま利用できます</p>

申込時の必要事項 ①行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなど）、②郵便番号・住所、③氏名・ふりがな、④年齢、⑤電話番号（ファクスの場合はファクス番号、メールの場合はEメールアドレスも）、⑥学校名・学年（児童・生徒のみ）

中央区からのお知らせ

3月11日からの内容です

国民健康保険料の納付と夜間・休日相談のお知らせ

4月1日(月)は令和5年度国民健康保険料第10期分の納期限です。令和5年中の所得が失業などにより前年と比べて大幅に減少し、保険料の納付が困難となった方は、申請により保険料が減免となる場合があります。令和5年中の収入を証明する書類（源泉徴収票や給与明細など）、通帳、印鑑をお持ちの上、ご相談ください。

また、平日の17時15分までに区役所へお越しになれない方は、夜間・休日相談を行いますのでご利用ください。
夜間相談 3月26日(火)、28日(木)の20時まで。受け付けは19時30分まで。

休日相談 3月24日(日)の10時～15時まで。受け付けは14時30分まで。

※夜間・休日相談は時間外出入り口からお入りください。
 ※相談の際は納付困難な状況が分かる書類（給与明細、収支内訳書、雇用保険受給資格者証など）をお持ちください。
 ※電話相談もご利用できます。
問 保険年金課収納一・二係
 (205) 3343



区役所 戸籍住民課窓口 混雑予想カレンダー

3月～4月は引っ越しされる方が増えるため、区役所の窓口が大変混雑します。右のカレンダーをご来庁の際の参考にしてください。平日の開庁時間は8時45分～17時15分です。

※区役所には専用駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

平日夜間・日曜に住所変更などの窓口を臨時開設します

夜間 3月25日(月)、26日(火)、29日(金)、4月1日(月)、2日(火)、5日(金)の19時まで

日曜 3月31日(日)、4月7日(日)の8時45分から12時まで

※対象業務など詳細は全市版 22 ページ。

窓口の混雑状況をホームページで確認できます

戸籍住民課の現在の窓口呼び出し番号と待ち人数をスマートフォンなどから確認できます。



	日	月	火	水	木	金	土
3月						1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31 午前のみ						

	日	月	火	水	木	金	土
4月		1	2	3	4	5	6
	7 午前のみ	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				

【凡例】 1人 混雑 2人 かなり混雑 3人 非常に混雑 黄色 夜間延長 19時まで

広告

引っ越し・証明書取得の便利な手続き

オンライン・郵送で市外への転出届が出せます


■ オンライン マイナンバーカードをお持ちの方

自分のスマートフォンやパソコンでマイナンバーカードを読み取って手続きできます。詳細はHPでご確認ください。



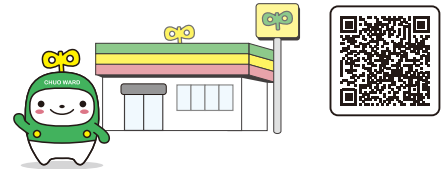
札幌市 転出 マイナポータル 検索

■ 郵送

郵送先	郵送する書類 (本人が手続きする場合)	詳細
〒060-8507 札幌市証明郵送センター 転出担当 (住所不要) 札幌市 転出 郵送 検索	1 転出届	HPの様式を印刷するか、以下の項目を紙に記入 ①「転出届」というタイトル ②引っ越しする方全員の氏名、生年月日 ③旧住所、新住所、転出日 ④届け出する人の連絡先(住所・氏名・電話番号)
問い合わせ先 同センター ☎350-5735 (平日9時～18時)	2 届出人の本人 確認書類(写)	①顔写真付き身分証明(マイナンバーカードや運転免許証) ②①がない場合、健康保険証や年金手帳など
 新しい住所が決まったら引っ越し前に早めに手続きしてね。	3 返信用封筒	転出証明書用。定型封筒に宛先(新住所か旧住所)を記入し、84円切手を貼る(国外転出の場合、返信用封筒は不要)

マイナンバーカードをお持ちの方

コンビニで区役所よりも100円お得に 住民票・印鑑証明・戸籍証明を受け取れます



利用時間

住民票・印鑑証明は6時30分～23時(土日祝含む)
戸籍証明・戸籍の附票は9時～17時(土日祝除く)
※いずれも店舗営業時間内に限り、年末年始・システムメンテナンス日を除く。

注意点

15歳以上の方が対象。マイナンバーカード、同カードの数字4桁の暗証番号*や手数料が必要です。

*利用者証明用電子証明書

問い合わせ先 戸籍住民課 ☎205-3238

札幌市 住民票 コンビニ 検索

種類	手数料	利用できる方
住民票	250円	札幌市に住民登録がある方 ※マイナンバー・住民票コードは記載できません。
印鑑証明	250円	札幌市に住民登録があり印鑑登録をしている方
戸籍証明	350円	札幌市に本籍がある方。
戸籍の附票	250円	※請求者本人の現在の戸籍のみ。本人または同一戸籍の方の分が対象です。

一部の市税証明の取得もできます。
詳細はHPか納税指導課☎211-2292へ

広告